

発行：東京都豊島区

編集：企画部広報課

豊島区東池袋1-18-1

〒170 981-1111

&lt;毎月 5・15・25日発行&gt;

# 広報 しま



結婚

挙式は経済的な区立結婚式場  
振興会館のご利用を

近くの人は歩きましょう

なっています。1台1台では、かわいらしく、省エネルギーにも役立つ自転車も、特定の場所に集中すれば、銀輪公害といわれるほど多くの人に迷惑をかける怪物になってしまいます。

自転車新法が

今月施行予定

なっています。1台1台では、かわいらしく、省エネルギーにも役立つ自転車も、特定の場所に集中すれば、銀輪公害といわれるほど多くの人に迷惑をかける怪物になってしまいます。

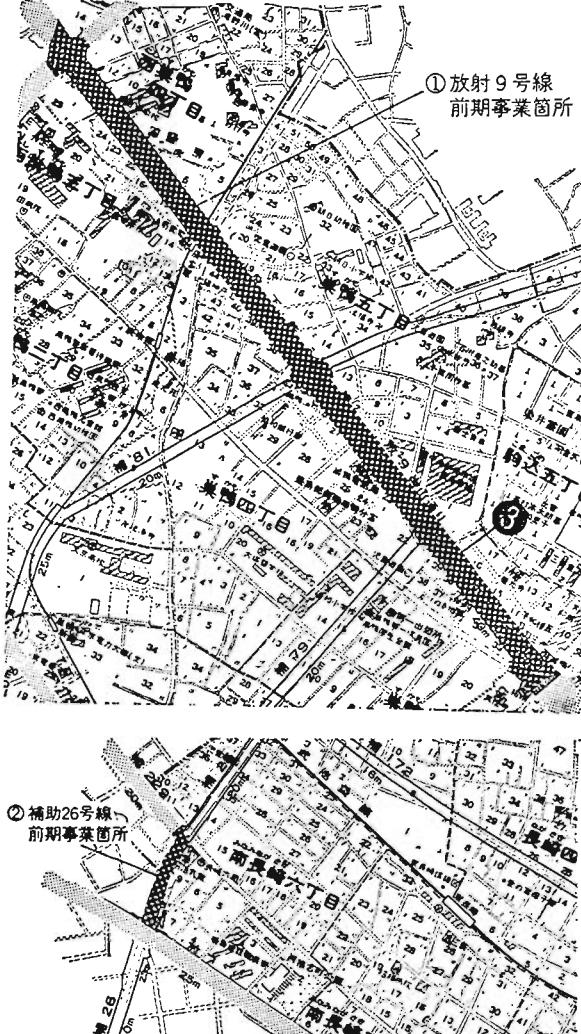
自転車保有台数は  
全国で約5千万台

増加し、現在では約5千万台にも

他の方もご利用になります。

詳細は

981-11009へ。



4月7日、東京都は、かねてから検討を進めていた都市計画道路の前期事業化予定路線を発表しました。これは、昭和54年12月に、東京都から示された都市計画道路再検討の案に対し、各区から出された要望、意見をふまえ、最終的に

決定されたものです。

この前事業化予定路線とは、おおむね昭和65年までに完成しきるは着手すべき路線で、豊島区内の対象路線は次の2路線です。

① 放射9号線（東鴨駅付近・板橋区境）延長約1千400m

② 補助26号線（補助229号線へ放

線の決定に伴い、この2路線と現

在事業中の区間以外の都市計画道路にかかる敷地については、一定条件のもとに、建築制限の緩和が図られることになりました。

即ち、従来都市計画道路にかかる敷地については、木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造り等で、かつ2階建て以下（地階は不可以）のものに限って建築が認められますが、今後は次のすべての条件に該当する敷地について

は、鉄骨造り又はコンクリートブロック造り等で、かつ高さが10m以下のものに限り、3階建て（地階は不可）まで建築が認められることがあります。

## 【条件】

① 建築物の敷地が商業地域又は近隣商業地域内にあること。

② 建築物の敷地が防火地域で、かつ容積率が30%以上の地域内にあること。

③ 建築物の敷地が、都市計画道路の区域内外にわたる場合においては、区域外の面積が100m<sup>2</sup>以内であること。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

△詳細：前事業化予定路線は都市計画課内2121、建築制限の緩和は建築課内3155へ。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

この建築制限の緩和は、本年4月10日から適用されています。

島区でも、昭和40年代の初期には減少を始め、昭和45年から50年の5年間に、総人口の約10%に相当する3万人もの人口が減少した。その他の事情に大きな変化がなければ、豊島区の人口は、10年後には25万人程度になると推定される。

しかし、東京圏における人口の増加傾向は、依然続いている。今後も変りなく推移するものと予想される。それは、ターミナル機能が代表される池袋副都心の基盤を、ますます拡大するという側面をもつていて。

こうした動向を前提として、豊島区の地域社会の将来展望するとき、次のような問題点に留意する必要があります。

第一は、地域社会の構成変化にかかる問題である。

豊島区では、幼児・児童・青年等の若年人口が著しく減少しているのに對し、高齢人口は増加の傾向にあり、高齢化社会への急速な移行が予想される。また、人口減少にもかかわらず世帯数は横ばいであり、核家族化、小家族化の傾向もしばらく統くと見込まれる。

豊島区には、小規模な木造アパートが密集しており、環境上、多くの問題点をかかえている。これ

は、一層際立つことがある問題である。

第三は、木造アパートをはじめ地域と周辺住宅地との性格の違いが、地域社会の更新にかかわる問題である。

豊島区には、木造アパートは、更新期に入っているが、次第にその存立条件を喪失し、老朽化しつつある。

これらの木造アパートは、更新期に入っているが、次第にその存立条件を喪失し、老朽化しつつある。

一方、区内各所でマンションの建設

## 豊島区基本構想(3)

2章 3

がみられる。  
おり、とくに池袋副都心地域における商業・業務就業者数の伸びがある反面、一部都市型工業を除く工業就業者数はやや減少傾向にある。このようすの勢から、区内の産業における大都市立地型業種の比重は、ますます高まっています。

が、現状において豊島区の将来動向を展望すれば、次のとおりである。

第二は、池袋副都心の機能と地域の拡大にかかる問題である。

まず、区の人口は、当分のあいだ減少傾向が続くと予想される。

昭和53年のサンシャインティ

の建設とともに、その周辺地

域の商業・業務立地化の動きが少しづつ顕在化している。また、地

下鉄線や通勤新線等の交通機関が見込まれるが、通過ターミナル化する可能性も考えられる。さら

に、池袋駅西口に大規模な総合芸術文化施設の建設が予定されており、この計画の実現は池袋副都心における新たな文化機能の拠点として、区の文化機能の拡大と結びつくことが期待されている。

これらの副都心の機能と地域の拡大とともに、地域内の建物の不燃化、高層化、非住宅化が急速に進行しており、このため、副都心

地域と周辺住宅地との性格の違

り、この問題点をかかえている。

豊島区には、木造アパートは、更新期に入っているが、次第にその存立条件を喪失し、老朽化しつつある。

これらの木造アパートは、更新期に入っているが、次第にその存立条件を喪失し、老朽化しつつある。

一方、区内各所でマンションの建設

がみられる。  
おり、とくに池袋副都心地域における商業・業務就業者数の伸びがある反面、一部都市型工業を除く工業就業者数はやや減少傾向にある。このようすの勢から、区内の産業における大都市立地型業種の比重は、ますます高まっています。

が、現状において豊島区の将来動向を展望すれば、次のとおりである。

第二は、池袋副都心の機能と地域の拡大にかかる問題である。

まず、区の人口は、当分のあいだ減少傾向が続くと予想される。

昭和53年のサンシャインティ

の建設とともに、その周辺地

域の商業・業務立地化の動きが少しづつ顕在化している。また、地

下鉄線や通勤新線等の交通機関が見込まれるが、通過ターミナル化する可能性も考えられる。さら

に、池袋駅西口に大規模な総合芸術文化施設の建設が予定されており、この計画の実現は池袋副都心における新たな文化機能の拠点として、区の文化機能の拡大と結びつくことが期待されている。

これらの木造アパートは、更新期に入っているが、次第にその存立条件を喪失し、老朽化しつつある。

一方、区内各所でマンションの建設



## 広報としま

# ドライバーのみなさん

## 騒音軽減にご協力を



自動車騒音を減らす方法には、  
①自動車の構造の改善、②交通規制、  
③沿道整備などがあります。

抜本策は確立されていません。では、  
現実には「こうすれば自動車騒音がなくなる」ということはできません。

このような時に目白通り（都道放送7号線）沿いの南長崎4丁目にお住まいの方から、自動車騒音に関する苦情が寄せられました。この道路では、すでに速度制限（時速40km）及び大型車の中央車

面で1ホン超えており、夜間に守られていないこと（違反率・目白方面車線55%、練馬方面車線53%）、走行割合の高い小型車が、速度制限（時速40km）を守れば、夜間の騒音は要請基準を4ホン下回ることも試算により分かりました。この調査結果をもとに、区では東京都公安委員会に対して交通規制を要請し、次のような趣旨の回答を得ました。

「貴職から要請のあった該道路は、従来から最高速度（時速40km）走行車線指定（トラック中央車線）大型貨物自動車等通行止」

（土曜日午後10時～日曜日の午前7時）などの交通規制を実施しておられます。

なお、これら交通規制を明確に実施せず、現行規制の遵守を行つた結果、次のようなことが分かりました。

① 東京都公安委員会に対し、交通規制の要請ができる基準を夜間で1ホン超えてることないこと（表2参照）

② 小型車（乗用車、タクシーなど）の走行割合が高いこと（図1・2参照）

③ 速度制限がほとんど守られていないこと（表2参照）

④ 大型車の中央車線走行指定があまり守られていないこと（違反率・目白方面車線55%、練馬方面車線53%）

走行割合の高い小型車が、速度制限（時速40km）を守れば、夜間の騒音は要請基準を4ホン下回ることも試算により分かりました。

この調査結果をもとに、区では東京都公安委員会に対して交通規制を要請し、次のような趣旨の回答を得ました。

「貴職から要請のあった該道路は、従来から最高速度（時速40km）走行車線指定（トラック中央車線）大型貨物自動車等通行止」

（土曜日午後10時～日曜日の午前7時）などの交通規制を実施しておられます。

なお、どの母子寮も、1世帯あたりのスペースは、おおむね6畳であります。

以上について、くわしいことは詳しくお聞きください。

※当日は、運動ができる服装でお出でください。

●放射7号線沿い南長崎4丁目 55年5月13～14日測定結果

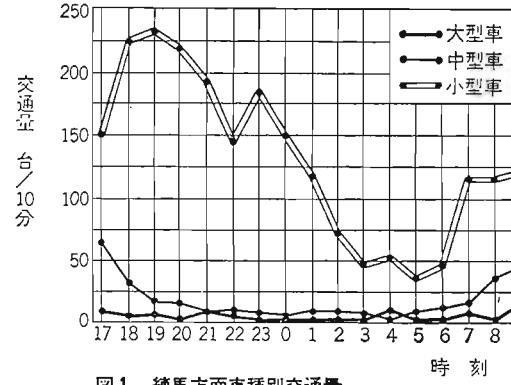


図1 練馬方面車種別交通量

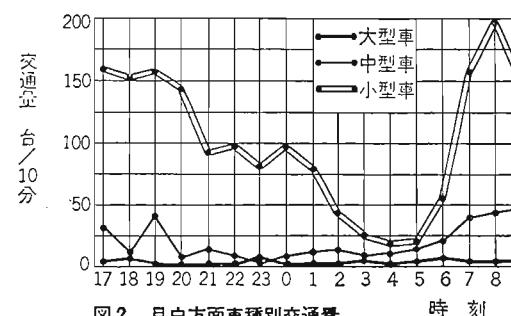


図2 目白方面車種別交通量

表1 南長崎4丁目・目白通り(放7)沿道

各時間帯	朝(6時～9時)	昼(9時～12時)	夜(12時～6時)
各時間帯	60台	60台	50台
環境基準	55台	70台	60台
要請基準	70台	75台	60台
測定値	65台	67台	61台

(注)現在は近隣商業地で、環境基準、要請基準とも異なります。

表2 車種別の各速度を超える割合

走行速度	40km/時	50km/時	60km/時	70km/時
大型車	82%	38%	6%	0.3%
中型車	90%	57%	18%	2%
小型車	98%	80%	39%	8%

## 区政モニターが決まりました

区政について、いろいろなご意見、ご要望を述べていただ

きました。

昭和56年度の区政モニターの委嘱式が、4月14日に行われ、新たに40名の方が区長から委嘱されました。

委嘱されたモニターは、男性

19人、女性21人、年齢層別では

20代2人、30代14人、40代8人、

50代8人、60代6人、70代2人で

平均年齢は、49.1歳です。また

職業別では、主婦の方が一番多く

19人、次いで勤め人9人、無職7人、自営業4人、学生1人となつています。

モニターの方には、今後1年間、モニター連絡会議、施設の見学会、モニターアンケート、随時通信などの活動をしていただきます。区では、これらのモニター活動を通じて寄せられた意見、要望などを区政に反映していきたいと考えています。

回連絡会議では、各部の事務内容について、それぞれ担当の部長が

お聞き、要望などを区政に反映していきたいと考えています。

出産の費用を援助します

出産の費用にお困りの方に、費

用の一部または全部を援助いたし

## 福祉事務所からのお知らせ

### 家庭奉仕員がうかがいます

お年寄りや重度心身障害者（児）がいる家庭で、掃除、買い物など身の回りの事に困っているご家庭に、家庭奉仕員を派遣します。

◇老人家庭：おおむね65歳以上の

お年寄りのいる家庭で、日常生活に支障をきたし、お世話をする人のいない家庭。所得税が課税されない家庭に限られます。

◇心身障害者（児）家庭：常に介護を必要とする心身障害者（児）のいる家庭。

（注）現在は近隣商業地で、環境基準、要請基準とも異なります。



## 大学公開講座開く

豊島区教育委員会では、このたび区内の3大学（立教・大正・学習院）と協力して、大学公開講座を開講することになりました。

大学公開講座は、生涯学習活動の一環として、一般的教養及び時事的問題並びに区民の皆さんが関心をお持ちのことから、各大学が選任した講師に解説してもらい、区民の皆さんも気軽に参加するために、各大学が主催して開講するものです。

この講座の特徴は、各大学が、「開かれた大学」として、大学の教室で授業と同様に開講することです。各大学の在校生だけでなく区民の皆さんも気軽に参加しています。区民の皆さんも気軽に参加しています。

講座は年6回、各大学2回ずつ開催することになつており、前期内の3回が決定しています。

**第1回 立教大学**  
「青少年の不安と孤独—父母亲たちへの問題提起を中心に—」

社会学部講師・学生相談所  
カウンセラー 平木 典子氏

◇申込み: 社会教育課事業係内3  
◇日時: 5月23日(土)午後3時  
◇会場: 5号館5222番教室  
465へ。

**△第2・3回の予定△**  
大正大学(6月27日)  
「現代の小説」

今年も山菜採り、蔵屋敷見学、  
「現代の小説」

家庭教育学級  
好ましい親子関係を  
つくるために

世代による価値観の相違、多様化がめだつ今日、親の役割とは何か、家庭教育に望まれるものは何かを考えてみましょう。

中学生コース  
◆申込み: 50名  
◆申込みは、いずれも社会教育係内3456へどうぞ。

## 成人大学講座

### —シルクロードと東西交流—

講師 筑波大学助教授

相馬 隆氏

金田昭

久保田 秀夫氏

高橋

吉田

佐藤

伊藤

川口

西田

井上

山本

田中

河野

佐々木

山下

田代

佐藤

高橋

伊藤

川口

西田

井上

田中

河野

佐々木

山下

田代

佐藤

高橋

伊藤

川口

西田

井上

田中

文学部教授 久保田正文氏  
「愛と魅惑」(7月18日)  
期日: 5月29日午後3時~6月1日午前10時(3泊4日)  
現地集合、現地解散

◇対象: 区内在住又は在勤の方(3歳児未満を除く、中学生以下)  
の参加は引率者が必要)

◇対象: いすれも30歳以下の勤労者で、区内在住又は在勤の方です。定員に満たない場合は一般区民の方も申込みます。

◇申込み: 5月26日までに当センター窓口へ。

◇定員: 男女各20名(先着順)

◇申込み: 5月20日までに当センター窓口へ。

◇費用: 4千500円(舟代)

◇詳細: 奈良県金田湾

◇定員: 30名(先着順)

◇申込み: 5月12日から当館へ。

◇費用: 400円(会場使用料)

◇詳細: 豊島区バレー・ボーリ連盟

◇申込み: 当日直接会場へ。

◇指導: 豊島区陸上競技協会

◇申込み: 当日直接会場へ。

◇5月24日(午前9時~10時)はランニングのために開放します。

ケジョールを組んでいます。

夜はこけ手作りなど、楽しいス

ターウィー。

</div